

# 公益認定等委員会 だより

第20号 平成25年7月1日発行

公益認定等委員会 発行

移行期間は本年11月30日まで(あと5か月)

## 目次

P2・・・  
「公益法人の自立と活性化  
に向けたヒアリング」を実  
施しています

P4・・・  
法人の財産管理について  
～横領事件等発生防止の  
チェックポイント～

P5・・・  
定期提出書類等の作成・  
備え置き・提出のお願い

P6・・・  
法人の活動紹介  
「公益財団法人  
日本アイスホッケー連盟」

P8・・・  
申請サポートに関する  
情報

現在、内閣府公益認定等委員会では、公益・非営利セクターの活動の活性化・国際化、公益法人のガバナンスの確立をテーマとして、関係団体及び有識者からのヒアリングと意見交換を実施しています。本号では、その内容の一部を御紹介しています。(記事2ページ～)



我が国におけるアイスホッケー界を統括し、  
アイスホッケー競技の普及振興と健全な発展に寄与する

内閣府への申請状況  
(平成25年6月30日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2,213	59	2,035	119
移行認可	2,176	104	2,004	68
新規認定	207	36	147	24
合計	4,596	199	4,186	211

- 移行認定:特例民法法人から公益法人への移行
- 移行認可:特例民法法人から一般法人への移行
- 新規認定:新たに設立した一般法人から公益法人への移行

<https://www.koeki-info.go.jp/>

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きに  
ついてはホームページをご覧ください

# 「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング」を実施しています

現在、内閣府公益認定等委員会では、公益・非営利セクターの活動の活性化・国際化、公益法人のガバナンスの確立をテーマとして、公益法人を始めとする非営利セクターの現状と今後の方向性につき、関係団体及び有識者からのヒアリングと意見交換を実施しています。

今回は、前半の3公益法人からのヒアリング内容を抜粋してお伝えします。

## 文中表記

- = (公財)公益法人協会
- ◎ = (公財)日本オリンピック委員会
- ◆ = (公財)日本体育協会

「公益法人information」サイトで  
議事要旨及び配布資料を公開しています！  
「公益法人information」>公益認定等委員会  
>開催状況>各回の「資料一覧」

## ヒアリング実施日程

済6月14日(金) (公財)公益法人協会  
■制度改革の成果、公益活動の活性化のための今後の方向性等

済6月21日(金) (公財)日本オリンピック委員会  
(公財)日本体育協会  
■スポーツ系公益法人のガバナンスの確立等

7月12日(金) (公財)京都地域創造基金  
■公益・非営利セクターの地域におけるネットワーク等

7月19日(金) (公財)日本国際交流センター  
■公益・非営利セクターの国際的なネットワーク等

7月26日(金) 大阪大学 山内直人教授  
■社会経済における公益・非営利セクターの全体像と今後の方向性等

## 公益法人制度改革の成果と今後の課題

- 公益法人制度は使い勝手が悪くコストがかかるという誤った認識を持っている人もいますが、そうした誤解を解くことで、社会の中で「小さくてもキラリと光る」法人が現れ、税制優遇措置により寄付も集まりやすくなるという相乗効果が期待される。
- ◎ 新制度では、公益法人としてのガバナンスについては内閣府、予算や補助金など事業のことについては文部科学省という仕組みになった。補助金の不適切利用などに関係した不祥事の問題については、相談窓口が2つに分かれた状態になっている。
- ◎ 組織基盤が脆弱な一部の団体では、経理の技術的な部分などの負担が多いため、公益法人に移行しにくい場合もある。今後、JOCとしても、経理的なノウハウを持った人材を共有していくなど、個々のスポーツ団体を支援していく必要があると感じている。

## 公益法人の自己規律、ガバナンスの確立に向けた取組

- 現在起きているような問題は、今急に起こった問題ではなく、主務官庁制の時代にもあったものであり、決算書を見れば問題があることが分かっても、それが見過ごされ、いわばぬるま湯の経営をしてきたことに起因している。問題のある法人には、時間をかけて、ガバナンスとは何かを理解してもらうことが重要であり、米国では、民間の団体が、法人の新人役員にガバナンスの確保等について研修を行っている。公法協としても、今後そうした役割を担っていきたい。

文中表記

● = 公益法人協会

◎ = (公財)オリンピック委員会

◆ = (公財)日本体育協会

- ◎ スポーツで国際競技力を高めていくためには、多額の資金が必要となる。そこに従来のスポーツ界の体質(派閥、師弟関係、仲間意識など)が加わり、結果として補助金等の不適切利用などの不祥事に至っていると感じている。これを打破するためには、今後、各団体の組織に外部の第三者を加えていく必要がある。例えばJOCの場合だと、各競技団体から選ばれる理事の他に、7、8名の学識経験理事という枠がある。ここに、女性の方や国際的経験豊かな方、経済に詳しい方など、必要に応じた外部有識者を入れていく必要があると考えている。
- ◎ (「6月27日にJOCの加盟団体規程を改訂されるとのことだが、加盟団体の取り組むべき事項として、「一定割合の外部理事を入れること」等の文言を入れることを具体的に検討できないか。」という質問に対して)スポーツ団体の役員女性比率については、ブライトン宣言により女性役員を20%以上にすることが目標となっているが、まだまだ達成できていない。役員に外部の視点を入れることについても検討したい。
- ◆ (「加盟団体規程を見ると、暴力行為等の問題に適切に対応するとの規定がビルトインされていない。暴力根絶に向けてガイドラインなどで文書化は進んでいるが、その内容を加盟団体規程にも盛り込み、加盟団体の自己規律を促すなどの具体的な考えはあるか。」という質問に対して)現時点で具体的に検討しているわけではないが、貴重な助言を頂いた。倫理委員会等において年内を目途に検討してもらおう。

## スポーツにおける暴力根絶に向けた統括団体の役割

- ◎ (公財)日本体育協会、(公財)日本障害者スポーツ協会、(公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本中学校体育連盟とともに、スポーツ界として「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択した。暴力行為根絶には、指導者に対して様々な場で何度も繰り返し伝えていくしかない。一方で、「貧しさの中で強さを求める」スポーツから、「豊かさの中で強さを求める」スポーツに実態が変わってきている。選手が自ら納得して自発的にトレーニングできるようにするにはどうしたらよいか、指導者も悩んでいる。
- ◆ (スポーツ指導者の暴力問題について)今後は4年ごとに研修を行うこととしており、新たに制定する「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」を活用して、暴力行為等の問題についても触れていきたいと考えている。  
若い世代への指導については、倫理に関するガイドラインで触れているほか、指導者育成講習会でも説明していたが、さらに理解を深めるべく取り組んでいきたい。また、傘下の県体協にも理解を求め、市町村への啓発にも取り組んでいきたい。

## 中間支援団体の果たすべき役割について

- 中間支援団体には、①公法協のように全国規模で活動するもの、②地域で活動するもの、③専門分野で活動するものの3種類がある。  
NPOの場合は地域レベルに中間支援組織があるが、将来的には、そうした組織が公益法人等を含む広範囲の市民公益活動をいかに広くサポートしていけるかが課題である。

# 法人の財産管理について

## ～横領事件等発生防止のチェックポイント～

法人職員による横領事件が、公益認定等委員会が把握しているだけでも複数件発生しています。ここでは、横領事件等の発生を未然に防ぐためのチェックポイントを紹介します。

公益法人の財産は税制優遇を受けて形成されたものであり、法人やその構成員のみならず、いわば国民から託された財産と言っても過言ではありません。

法人における日常の財産管理を適正に行うことにより、横領や盗難などの被害の発生を未然に防ぐことは、法人運営の基本中の基本です。

たとえ規模の小さい法人でも、現金や預金の管理について特定の担当者に任せきりにせず、法人の理事や事務局長の下、法人の実情に応じた責任ある管理体制を設けることが重要です。

多くの法人にとっては言うまでもないことと思いますが、少なくとも、以下のような3つのポイントが徹底されているか、改めて確認してみてください。

### <チェックポイント！>

1. 印鑑と預金通帳を別々に保管すること。
2. 日常引き出すお金は、多額のお金を預けている口座とは別の小口現金口座で管理すること。
3. 銀行等の残高確認は理事等の責任者や監事が直接行うこと(残高証明書等の偽造防止のため)。

※上記1. や2. の管理は、可能な限りそれぞれ別の役員や職員が行うことが望ましいですが、体制上それが難しい場合には、3. の確認を頻繁に行うなどのチェックの強化が必要です。

上記のような基本的事項が実施できていないまま財産被害が発生した場合、公益法人の財産管理が適正に行われておらず、認定基準の一つである「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」(認定法第5条第2号)に問題があるとして、場合により、公益認定が取り消されることがあり得ます。また、法人の理事や監事が管理責任を果たしていないとして、たとえ無報酬であっても損害賠償を求められることもあり得ます(一般法人法第111条、第198条等)ので、御注意ください。

# 定期提出書類等の作成・備え置き・提出のお願い

事業報告書等は、国民に対して、法人運営の透明性を確保し、その説明責任を果たすために大変重要な書類であり、事務所への備え置きと行政庁への提出が義務付けられています。**3月末で事業年度が終了する法人の場合**、本年は6月30日が日曜日ですので、**7月1日が提出の期限となります**。まだ提出されていない法人におかれましては大至急提出をお願いいたします。

なお、25年4月1日に一般法人に移行された法人の場合、公益目的財産額の確定の手続に必要な書類の提出期限も7月1日となりますので、よろしくをお願いいたします。

## 事業年度が3月末で終了する法人の皆様へ

■公益法人は「事業報告等」の作成・備え置き・行政庁への提出が必要となります。

### 「事業報告等」

財産目録、役員等名簿、役員報酬等の支給基準を記載した書類、キャッシュフロー計算書(会計監査人設置法人のみ)、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿(公益社団法人のみ)、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書、監査報告・会計監査報告(会計監査人設置法人のみ)等

■公益目的支出計画を実施中の一般法人は「公益目的支出計画実施報告書等」の作成・備え置き・行政庁への提出が必要となります。

### 「公益目的支出計画実施報告書等」

公益目的支出計画実施報告書、同報告書の監査報告、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書、監査報告・会計監査報告(会計監査人設置法人のみ)等

上記の書類は、**毎事業年度経過後3か月以内に作成し行政庁に提出することが必要**です。

## 本年4月1日に一般法人に移行された皆様へ

一般法人に移行された法人におかれましては、移行の登記の日から3か月以内に、移行の登記の日の前日を算定日とし、公益目的財産額を再度算定した上で貸借対照表及びその附属明細書等の必要書類を認可行政庁に提出する必要があります。

なお、提出後、行政庁で内容を確認し、誤りがないと認められた場合は、その旨を通知いたします。(公益目的財産額等の確定手続)

### ～留意点～

■移行登記の完了後、「登記完了届出」が行政庁に提出されていない場合、「確定手続」を電子申請上で行うことができませんので、当該届出を必ず行っていただくようお願いいたします。

■額の算定にあたっては、移行認可申請時に用いた不動産鑑定士の評価額などを確定時の算定額として用いることができます。

～公益財団法人日本アイスホッケー連盟～  
(内閣府認定)



(公財)日本アイスホッケー連盟(JIHF)は、我が国におけるアイスホッケー界を統括し、代表する組織として、アイスホッケー競技の普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発展に寄与することを使命として活動しています。各都道府県アイスホッケー連盟が加盟団体になっており、日本におけるアイスホッケー競技人口は、JIHFに登録している選手数が約2万人、チーム数がジュニアから社会人まで含め約2000となっています。

(公財)日本体育協会加盟の中央競技団体としては、比較的早く2011年9月1日に公益財団法人に移行し、現在移行後2期目の年度末(会計年度は7月1日～6月30日)を迎えています。

■2012-2013年  
シーズンを振り返って

2012-2013年シーズンは、日本のアイスホッケー界にとって、久々に明るいニュースがもたらされた特筆すべき年になりました。本年2月にスロバキアで開催されたソチオリンピック最終予選において、女子日本代表チームが見事に優勝し、オリンピック出場を決めました。他競技に先駆けて第一号の出場決定であったこともあり、マスメディアからの注目を一身に浴び大きな話題になりました。

オリンピック最終予選初戦のノルウェー戦は第1ピリオドに3点のリードを許す非常に厳しい試合展開でしたが、第2ピリオドに1点を返し、第3ピリオドに大逆転で劇的な勝利を収めました。リードされる苦しい展開の中でも常に笑顔絶やさず、真摯に自分達のプレースタイルを貫いた選手達は、国民の皆様から大きな共感を持って迎えられました。マスメディアの取材が飛躍的に増え、スマイルジャパンの愛称と共に女子アイスホッケーを広く知って頂くことに繋がっています。さらに4月にノルウェーにて開催された2013女子世界選手権Division 1Group Aにおいても、スマイルジャパンの快進撃が続き、オリンピック出場決定の余勢を駆って見事に優勝を果たし、Top Division(8ヶ国)への昇格を決めました。

一方、男子は昨年11月にソチオリンピック男子1次予選を日本有数のホッケータウンである日光市(霧降アイスアリーナ)において、イギリス、ルーマニア、韓国の3ヶ国代表チームを迎えて開催することが出来ました。結果は残念ながら、最終戦(対イギリス)で敗退し、最終予選進出を逃しましたが、日本開催により、満員の観客の前で、日本代表チームがライバルチームに真剣勝負を挑む機会を提供することが出来ました。

現在日本男子の世界ランキングは21位であり、世界のトップグループとは少し距離がありますが、このような国際試合の経験は、日本代表チームの次なる飛躍に大きく貢献するものと思います。昨年11月の男子1次予選(3試合)、12月の男子全日本選手権大会(3試合)、女子最終予選(3試合)が、NHK BS1により全国ネットで放送されたことは、近年まれに見る出来事でした。多くのアイスホッケー日本代表チームの試合が、全国放送されたことで、一般国民の皆様におけるアイスホッケー競技への認知が大いに高まったと思われます。



■オリンピック最終予選デンマーク戦での一幕

財政面においても、スマイルジャパンのソチオリンピック出場決定とJIHFとしての自助努力が相まって、新規の企業スポンサー(オフィシャルパートナー)が一気に増加して、JIHFの財政基盤強化に大いなる貢献をしています。

アイスホッケー競技の中長期的強化や普及の観点から、新しい国内競技大会の創設に取り組みました。競技人口の拡大を目指して、新たにJapan Cup U9と社会人大会をスタートさせました。また、ジュニア層強化を狙いとしたヤングリーグは次世代の日本代表チームを担う各年代層トップ選手に多くの実戦機会を提供し、リーグ運営も定着してきました。昨年11月には女子アイスホッケーの活発化のため、10チームが参加して第1回女子日本アイスホッケーリーグを開催することが出来ました。

このような新しい動きの中で、アイスホッケーに対する関心が大いに高まって来ましたので、日本アイスホッケー界も長い低迷期を脱し、次の飛躍への足掛かりが出来た一年であったと言えます。



## ■今後の取り組み について

長野オリンピック以来、マスメディアでの露出減少等厳しい状況が続いていた日本アイスホッケー界を、飛躍的發展に向けて変革して行くチャンス到来です。まずはスマイルジャパンがソチオリンピックにおいて、日本の存在感を世界に示すに足る成績を上げることです。その後は2018年の平昌(ピョンチャン)オリンピックへの男子・女子代表両方の同時出場が目標となります。

しかしながらアイスホッケー界を大きな視点で俯瞰して見ると、今後大きな展開を遂げるために克服すべ



■女子世界選手権Div.1-A優勝

き難しい課題が横たわっているのも現実です。スマイルジャパンの頑張りでも明るい光が差し込んだことに喜ぶだけでなく、併行して長期的課題に戦略的思考を持って腰を据えて取り組んで行く必要があります。まずスケートリンクの問題です。長期的にスケートリンクの減少傾向が継続しており、新規建設のケースはほとんどありません。昨年は苫小牧の伝統ある王子スケートセンターが閉鎖され、本年も釧路の十条スケートセンターの閉鎖方針が発表されました。現存する日本国内のスケートリンク施設は国際基準から見ると著しく貧弱で、現状では国際大会の招致もままなりません。また最大都市である東京に国際基準のスケートリンクがないのは、大会興業およびアイスホッケー競技認知向上の点において大きな障害となっています。

日本アイスホッケーの国際化も避けて通れない重要な課題です。昨年の男子1次予選を見ても、日本代表選手の国際試合経験不足は明らかでした。現状のアジアリーグにおいて戦うだけでは、世界トップレベルで戦える選手の育成は不可能であると思われます。若い世代の有望選手をどんどんレベルの高い海外各国リーグに送りこんで、経験を積ませる仕組みが不可欠です。また国際大会の日本開催・招致を毎年継続し、世界選手権トップリーグ各国との対戦機会を設けることも重要です。

このような中長期的課題に対する解決策を構想・実行推進して行くためには、アイスホッケー界内部の取り組みだけでは力不足であり、幅広く情報発信し国民各層における賛同者の輪を広げて支援を得て行く必要があります。JIHFとしても明確な長期ビジョンを掲げ、戦略的アプローチにより重要課題の解決に取り組む時期に来ています。従来、中長期的アプローチが必要な重要課題に対しては、その難しさ故に本気での取り組みがなされていなかった部分があります。千里の道も一歩からと言いますが、日本アイスホッケー界の総力を挙げて、本格的改革へ向けて、今から着手して行きたいと考えています。

■ホームページアドレス <http://www.jihf.or.jp/>

## 申請サポートについて

移行申請の期限は本年11月30日までとなっています。内閣府では、各種申請サポートを無料で提供していますので、これから申請を予定されている法人におかれては、以下のサポートを活用して、早期の申請をお願いします。各サポートの予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

### ○申請準備が大詰めを迎えている法人はこちら

#### <民間の専門家を活用した相談会>

##### (要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。現在、平成25年度の相談会開催日程を検討中です。(本年度の日程は、決定次第、「公益法人information」に掲載します。)

#### <窓口相談> (要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※8月の窓口相談は、7月8日(月)まで募集中です。

### ○まだまだ聞きたい点が多くある法人はこちら

#### <基礎的研修会の開催> (要事前申込)

移行申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が移行申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。

次回は7月18日(木)に開催します。

(電話)03-5403-9558 又は9548

(FAX)03-5403-0231

(メール) [akio.nishimori@cao.go.jp](mailto:akio.nishimori@cao.go.jp)

#### <電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

(☎) 03-5403-9669

(時間) 平日10時~16時45分

### ○その他のサポート

#### <業態別説明会への講師派遣> (要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231

※謝金は不要ですが、派遣に係る旅費等の必要経費は、主催者において負担をお願いします。

## 部内セミナー「フィランソロピーの新たなフロンティアと助成財団の役割」

平成25年6月7日、一時帰国中の米国ジョンズ・ホプキンス大学市民社会研究所国際フィランソロピー・フェローの小林立明氏を講師に招き、「フィランソロピーの新たなフロンティアと助成財団の役割」と題して、公益認定等委員会の委員有志及び事務局職員を対象とした部内セミナーを開催しました。

当日のプレゼンテーション用資料と発表概要を「公益法人information」サイトの「内閣府からの重要なお知らせ」に掲載しています。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

## ■活動を紹介しませんか■

本誌で活動を紹介する公益法人を募集しています。下記参照の上、積極的に御応募ください。

### ■応募手続

応募フォームは、「公益法人information」サイトの内閣府からの重要なお知らせにあります。法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上御応募ください。

(<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>)

### ■本件問合せ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

(電話)03-5403-9524,9533

e-mail: [koeki-info@cao.go.jp](mailto:koeki-info@cao.go.jp)